【医療保険】訪問看護重要事項説明書

1. 事業者概要

事業者名称	医療法人 尚腎会
所在地	高知県高知市大津乙2705-1
代表者名	理事長 池邉 弥夏
電話番号	電話:088-878-3377 FAX:088-878-3322

2. 事業所概要

事業所名	訪問看護ステーションあき					
指定番号	高知県指定 第3960390031号					
所在地	安芸市港町2丁目635 高知高須病院附属安芸診療所内2階					
電話番号	電話:0887-32-0252	FAX: 0887-32-0253				
法人内の事業所	高知高須病院	高知高須病院附属安芸診療所				
	高知高須病院室戸クリニック	介護付有料老人ホームはるか				
	訪問看護ステーションたかす	居宅介護支援事業所ケアサポートあき				

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供する事を目的と する。

事業の方針

- (1) 訪問看護ステーションあき(以下、本事業所という)の職員は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減又は悪化防止に資するように、療養上の目標を設定して支援する。
- (2) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (3) 本事業所は、必要なときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業実施体制の整備に努める。
- 4. 本事業所の職員体制

管理者(看護師):1名(常勤) 訪問看護師:2名以上(常勤)

5. 営業時間

営業日:月曜日~金曜日(祝土日、12月31日~1月3日を除く)

但し、状況によりやむ得ない場合はこの限りでない。

営業時間:8:30~17:30

6. 営業地域

安芸市・安芸郡芸西村・安田町・田野町・奈半利町・馬路村・北川村・東洋町・室戸市 *その他の地域の方はご相談に応じます。

7. 利用料

- ・利用料としてそれぞれの保険に基づく費用を利用者から受けるものとします。
- ・利用者は、訪問看護ステーションあき料金表(別紙)に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料 および、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。
- ・保険証や医療受給者証等を確認させて頂きます。書類内容が変更された際はお知らせください。

○利用料金の支払い方法

・利用料は1か月単位とし、前月分の請求書を月初め頃お渡しします。訪問時に集金し、領収書を発行致

します。

※訪問看護の利用中止については、前日迄にご連絡下さい。

8. 緊急時の対応方法

体調の急変等が生じた場合は、主治医、救急機関、ご家族、居宅介護支援事業者等へ連絡します。 訪問看護の提供にあたり事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を支払うものとします。

利用者(家族)緊急連絡先

 氏名
 続柄() 電話

 主治医名
 電話

9. 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知りえた利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後、また職員の退職後も継続します。

10. 高齢者虐待防止

本事業者は、利用者等の人権擁護・虐待防止等の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、職員の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- (2) 職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

11、苦情処理の体制

(1) 当事業所相談窓口

サービスに関する相談については次の窓口で対応致します。どのような相談でも結構ですので 気軽にお申しつけ下さい。相談を受けた場合には、当事業所の定める手順により迅速かつ適切に 対応致します。

訪問看護ステーションあき 住所:安芸市港町2丁目635

担当/管理者:西岡 みわ 電話:0887-32-0252

受付時間:平日 8:30~17:30

(2)【高知県国民健康保険団体連合会】

高知市丸ノ内 2-6-5 高知県国民健康保険連合会 介護保険課 苦情相談係

TEL: 088-820-8410 088-820-8411 対応時間 平日 9:00~12:00 13:00~16:00

*提供するサービスの第三者評価

当事業所では提供するサービスの第三者評価を行っておりません。

12、その他

・気象庁による警報発令時、悪天候、自然災害などによりサービスの実施が著しく危険であると 事業所(法人)が判断した時には、事業所からの申し出により、曜日の変更や時間変更をお願いする 場合があります。

				西暦	年	月		日
		<u>説明者</u>		Ø	訪問看護ステ		ョンあき みわ	
私は、	本書面により、	本事業者から試	5問看護の利用に際し、	重要事項の	説明を受けま	した。		
		利用者	住所					_
			<u>氏名</u>				E	<u>D</u>
		家族(代筆者)	住所					_
			<u>氏名</u>			F	続柄	

指定訪問看護の開始にあたり、利用者に対し重要事項説明書に基づいて重要事項を説明致しました。

2021.4.1 改訂